

審査基準整理票

処分名	指定介護老人保健施設の開設許可の更新		
根拠法令名	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）	（条項）第94条の2	
基準法令名	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）	（条項）第94条の2	
	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）		
	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年老企第44号）		
	大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年3月22日条例第13号）		
	大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年3月17日規則第26号）		
所管部署	健康福祉部（局）	福祉指導監査課（室）	
標準処理期間	30	日	法定処理期間
			日
【審査基準】	<ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 		
参 考	<p>[根拠法令]</p> <p>介護保険法 (許可の更新)</p> <p>第九十四条の二 前条第一項の許可は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則 (更新の申請)</p> <p>第9条 法第78条の12、第115条の11及び第115条の21において準用する法第70条の2第1項並びに第86条の2第1項並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第107条の2第1項の規定による指定の更新並びに法第94条の2第1項及び第108条第1項の規定による許可の更新(第14条において「指定等の更新」という。)申請は、指定・許可更新申請書(様式第8号)により行うものとする。</p>		

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。